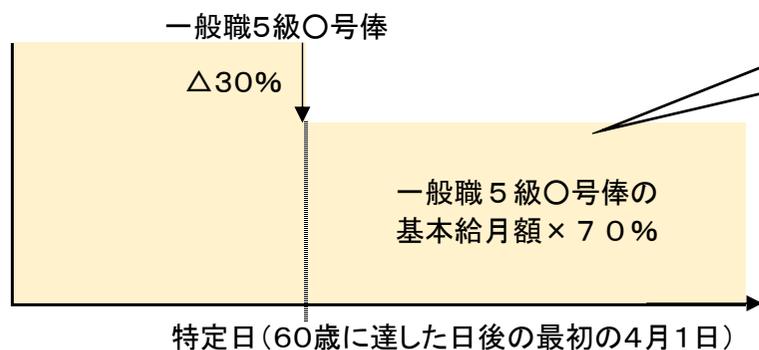


60歳に達した職員の給与

・当分の間、職員の基本給月額、職員が60歳(用務員にあっては63歳)に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後、その者に適用される基本給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額となります。

・ただし、管理監督職勤務上限年齢による降任をした職員の基本給は、降任前の基本給月額の7割水準となります。

管理監督職以外の例

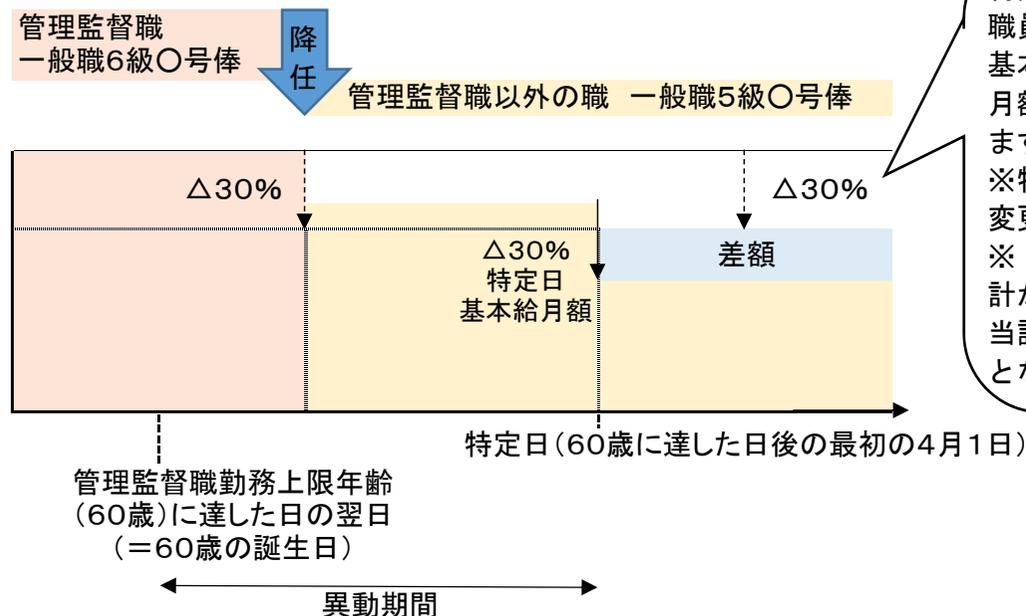


特定日以後、職員の基本給月額は「基本給表の級号俸の額」×70%となります。
※特定日以後も勤務成績に応じた昇給等(特別昇給相当)はあり得ます。

◆7割水準となる手当等

基本給の調整額、期末・業績手当、調整手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当
※業績手当の成績優秀者は60歳(用務員にあっては63歳)以前と同様、選考対象です。

役職定年の例



特定日以後、職員の基本給は職員が受ける基本給月額(基本給表の級号俸の額×70%) + 「差額」(基礎基本給月額(降任日の前日に受けていた基本給月額×70%) - 特定日基本給月額(特定日に受ける基本給月額(基本給表の級号俸の額×70%))) となります。
※特定日以後も勤務成績に応じた昇給等(特別昇給相当)による基本給の額の変更があり得ます。
※「差額」は、特定日以後原則固定。職員が受ける基本給月額と「差額」の合計が、職員が属する職務の級における最高号俸の基本給月額を超える場合は、当該最高号俸の基本給月額から職員が受ける基本給月額を減じた額が「差額」となります。